

# 革新的新薬の評価と後発品の使用促進

「平成20年度薬価制度改革の骨子」において、『革新的新薬の適切な評価に重点を置き、特許の切れた医薬品については後発品への置き換えが着実に進むような薬価制度としていくこととする。』とされている。

## 革新的新薬の評価

○新薬の薬価算定ルール見直し(平成20年度一部実施)

+

○特許期間中の薬価改定方式(継続検討事項)

## 後発品使用促進

【政府目標】

平成24年度までに数量シェア30%以上

### 【参考】昨年の議論の経過

「革新的医薬品・医療機器創出のための5ヵ年戦略(平成19年4月)」における記載

『革新的新薬の適切な評価に重点を置き、特許の切れた医薬品については後発品への置き換えが着実に進むような薬価・薬剤給付制度にしていく。』



「平成20年度薬価制度改革の骨子(平成19年12月)」における記載

『革新的医薬品・医療機器創出のための5ヵ年戦略を踏まえ、革新的新薬の適切な評価に重点を置き、特許の切れた医薬品については後発品への置き換えが着実に進むような薬価制度としていくこととする。』